(iii) 能力開発のための計画（セミナー、研究集会及びパイロット・プログラムを含む。）を促進すること。
(iv) 両締約国の民間部門、学界その他の団体の間の協力を促進すること。
(v) 情報通信技術に関連する国際的な場における協力を促進すること。

第二十七条　情報通信技術に関する作業部会

1 基本協定第百十四条の規定に従って、小委員会の下に、情報通信技術に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。
(a) 情報通信技術の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。
(b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。
(c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。
(d) 情報通信技術の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は次の者から成る。
(a) 日本国については、外務省、総務省及び経済産業省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員
(b) ベトナムについては、情報通信省及び科学技術省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

3 作業部会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第十章　環境の分野における協力

第二十八条　一般原則

両締約国政府は、環境を保護し、及び持続可能な開発を促進するための能力を強化することの重要性並びに環境に関する多数国間の取極の重要な役割を認識して、基本協定第十二章の規定に従い、環境の分野において協力する。

第二十九条　協力の範囲及び形態

基本協定第百十二条の規定に従って、
(a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i) 環境の保全及び改善
(ii) 持続可能な開発の促進（低排出型の開発の制度及び相乗便益の方式のような気候変動に対処するための措置を通じて行われるものを含む。）
(b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。
(i) 情報（両締約国の法令及び政策に関するものを含む。）を交換すること。
(ii) 環境のための能力開発を促進すること。
(iii) 研修の機会を増大させること。
(iv) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。
(v) 両締約国政府が合意する協力のその他の形態に関すること。

第三十条　環境に関する作業部会

1 基本協定第百十四条の規定に従って、小委員会の下に、環境に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。
(a) 環境の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。
(b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。
(c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。
(d) 環境の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は次の者から成る。
(a) 日本国については、環境省及び外務省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員
(b) ベトナムについては、資源・環境省の職員及び適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

3 作業部会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第十一章　運輸の分野における協力

第三十一条　一般原則

両締約国政府は、健全かつ効率的な運輸が両締約国の経済において重要であることを認識して、基本協定第十二章の規定に従い、運輸の分野において、相互の利益の原則に基づき協力する。

第三十二条　協力の範囲及び形態

基本協定第百十二条の規定に従って、
(a) この章の規定に基づく協力の範囲には、次の事項を含めることができる。
(i) 運輸に関連する人材の養成
(ii) 両締約国政府が合意する協力のその他の範囲
(b) この章の規定に基づく協力の形態には、次の事項を含めることができる。
(i) 意見及び情報を交換すること。
(ii) 専門家の訪問及び交流を奨励し、及び円滑にすること。
(iii) セミナー及び研究集会を促進すること。
(iv) 両締約国政府が合意する協力のその他の形態に関すること。

第三十三条　運輸に関する作業部会

1 基本協定第百十四条の規定に従って、小委員会の下に、運輸に関する作業部会（以下この条において「作業部会」という。）を設置する。作業部会の任務には、次の事項を含める。
(a) 運輸の分野における協力に関する意見及び情報を交換し、並びに更なる協力の方法を特定すること。
(b) この章の規定の効果的な実施に関する問題について、監視及び見直しを行い、並びに討議すること。
(c) 小委員会に対し、この章の規定の実施に関連する問題に関する作業部会の所見及び作業部会がとった行動を報告すること。
(d) 運輸の分野における協力に関連するその他の問題について討議すること。

2 作業部会は次の者から成る。
(a) 日本国については、国土交通省及び外務省の職員並びに適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員
(b) ベトナムについては、交通運輸省の職員及び適当な場合には討議される問題に関連する必要な専門知識を有する他の政府機関の職員

3 作業部会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。

第十二章　最終規定

第三十四条　実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及び両締約国それぞれにおいて効力を有する法令に従い、かつ、各締約国政府の利用可能な資源の範囲内で実施される。

第三十五条　見出し

この取極中の章及び条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この取極の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十六条　効力発生

この取極は、基本協定の効力発生の時に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。両締約国政府は、いずれかの締約国政府の要請に基づき、この取極の改正について相互に協議する。

第三十七条　紛争解決

基本協定第十三章の規定は、この取極の第二章及びこの章の規定の解釈又は適用に関する両締約国政府間の紛争解決について準用する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二千八年十二月二十五日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
中曽根弘文

ベトナム社会主義共和国政府のために
ヴー・フイ・ホアン